

006GCS3

941392

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 6

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード

ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

平成18年3月13日

【提出日】

平成18年3月17日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)ガーラ
会社コード	4777
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	東京都渋谷区渋谷3-12-22

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 ハージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	5,171		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 5,171	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	5,171		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月31日現在)	S 55,070
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	9.39
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	9.30

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年1月16日	普通株	1	処分	(貸借)
2006年2月7日	普通株	2	処分	(貸借)
2006年3月13日	普通株	50	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 5,171株の借入

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	502		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証書 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	4,603	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	4,603	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	4,101	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年1月31日現在)	S	55,070
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		7.78
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		15.91

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年1月16日	新株予約権付社債券	220	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年1月23日	新株予約権付社債券	1,040	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年1月30日	新株予約権付社債券	100	処分	(目的たる株式数の調整)
2006年1月30日	普通株	65	処分	
2006年1月31日	普通株	20	処分	
2006年2月1日	普通株	20	処分	
2006年2月2日	普通株	81	処分	
2006年2月3日	新株予約権付社債券	431	処分	
2006年2月3日	普通株	354	取得	
2006年2月6日	新株予約権付社債券	396	処分	(目的たる株式数の調整)
2006年2月6日	普通株	24	処分	
2006年2月7日	普通株	34	処分	
2006年2月8日	普通株	71	処分	
2006年2月9日	普通株	62	処分	
2006年2月10日	普通株	73	処分	
2006年2月13日	新株予約権付社債券	652	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年2月13日	普通株	14	処分	
2006年2月15日	普通株	10	処分	
2006年2月17日	普通株	41	取得	(貸借)
2006年2月20日	新株予約権付社債券	1,229	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年2月20日	普通株	70	処分	
2006年2月22日	普通株	29	処分	
2006年2月23日	普通株	330	処分	
2006年2月24日	普通株	450	処分	
2006年2月27日	新株予約権付社債券	907	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年2月27日	普通株	496	処分	
2006年2月28日	普通株	243	処分	
2006年3月1日	新株予約権付社債券	2,709	処分	
2006年3月1日	普通株	1,538	取得	
2006年3月2日	普通株	366	処分	
2006年3月3日	新株予約権付社債券	625	処分	
2006年3月3日	普通株	566	取得	
2006年3月6日	新株予約権付社債券	570	処分	(目的たる株式数の調整)
2006年3月9日	普通株	121	処分	(貸借)
2006年3月13日	新株予約権付社債券	298	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年3月13日	普通株	44	処分	
2006年3月13日	普通株	4,454	処分	(貸借)

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.

(2) Goldman Sachs International

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	5,673		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証書（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C 4,101	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 9,774	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 9,774		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 4,101		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年1月31日現在)	S 55,070
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	16.52
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	24.43

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー